

雇用継続企業支援事業（新型コロナウイルス対策）について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、時短営業や休業等により事業縮小を余儀なくされたものの、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）を活用し、従業員の雇用維持を図った事業者に対し、古河市独自の支援金を交付します。

記

1 対象者

次のいずれにも該当する法人等が対象となります。

- (1) 市内に事業活動を行う事業所を有していること。
- (2) 国の雇用調整助成金制度を活用し、(1)の事業所の従業員の雇用を継続していること（ただし、雇用調整助成金制度の判定基礎期間は令和3年4月から同年9月を含む期間であること）。

2 支援金の額

次の額の合計額を支援金として支給します。（1法人等につき1回限り）

- (1) 基本支給額 10万円
- (2) 従業員加算額 市内の事業所で雇用を継続する従業員で、交付決定を受けた国の雇用調整助成金の算出根拠となる従業員1人につき1万円（\*加算上限 20万円）

3 申請受付期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)